

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	ユニバーサルデザインまちづくり条例遵守基準適合証デザインコンペに係る業務の委託等について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託等）

（担当部課：都市計画部景観・まちづくり課）

事業の概要

事業名	ユニバーサルデザインまちづくり条例遵守基準適合証デザインコンペ
担当課	景観・まちづくり課
目的	<p>ユニバーサルデザインまちづくり(※1)の取組を行った施設所有者等に対し交付する遵守基準適合証(※2)のデザイン案を公募し、区民等に親しみやすく、なじみやすいものにする事で、ユニバーサルデザインまちづくりに対する区民等の意識を啓発していくため。</p> <p>※1…建築物や道路、公園等の都市施設に関し、年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、全ての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちの実現を図るための取組のこと。</p> <p>※2…新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則に定める遵守基準について、1以上の整備項目に係る遵守基準に適合する整備を行った都市施設の施設所有者等の申請に応じて交付する証票のこと。</p>
対象者	デザインコンペの応募者
事業内容	<p>本事業は、令和2年3月に制定された新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例(以下「条例」という。)を受け、遵守基準適合証のデザイン案を区民等から公募するデザインコンペを開催することで、ユニバーサルデザインまちづくりの理念及び取組を周知啓発する事業である。</p> <p>デザインコンペの開催にあたっては、令和元年度から条例の策定支援及び普及啓発活動の開催等支援を行うなど、区のユニバーサルデザインまちづくりに係る業務に精通している、株式会社ポリテック・エイディディにデザインコンペの企画・全体統括等の業務を委託することで、事業を円滑に実施することとする。</p> <p>また、デザインコンペの募集については、区民等から広く案を募集するため、デザインコンペ応募サイトを開設する。サイトの開設・運営業務については、国内最大級のコンペ情報サイトを有し、ノウハウや実績がある株式会社公募ガイド社に再委託する。</p> <p>1 委託内容</p> <p>(1) デザインコンペの企画・全体統括 募集する遵守基準適合証の仕様等、デザインコンペ内容を新宿区と協議の上、企画し、スケジュール管理、周知用ポスターの作成や再委託先との調整など、全体統括を行う。</p> <p>(2) 作品の管理及び全作品リストの作成 区への持参・郵送の応募作品とデザインコンペ応募サイト(Web)経由の応募作品の整理及び管理を行い、全作品リストを作成する。</p> <p>(3) デザインコンペ募集サイトの開設・運営【再委託】</p> <p>2 スケジュール</p> <p>令和2年12月 デザインコンペの募集開始</p> <p>令和3年1月 デザインコンペの募集締め切り、審査開始</p> <p>令和3年3月 受賞作品の決定</p> <p>※個人情報の流れは、資料23-1のとおり。</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、
重要な個人情報の提供を伴う委託、(第14条第1項)…報告事項

件名 ユニバーサルデザインまちづくり条例遵守基準適合証デザインコンペに係る業務の委託について

保有課(担当課)	景観・まちづくり課
登録業務の名称	ユニバーサルデザインまちづくりの推進
委託先	株式会社ポリテック・エイディディ
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【デザインコンペ応募者に係る情報項目】 氏名(※1)、連絡先(電話番号)、年代(小学生以下、中学生、高校生以上)、作品情報(デザイン案及びコンセプト説明文) ※1…本名以外のペンネーム等でも可とする。
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(委託先のパソコン及び委託先が利用するサーバ)
委託理由	本業務は、ユニバーサルデザインまちづくりの周知啓発のため作成する、標示物のデザイン案を募る普及啓発に係る業務である。上記委託先は、令和元年度から条例の策定支援及び普及啓発活動の開催等支援を行うなど、区のユニバーサルデザインまちづくりに係る業務に精通している。このため、本業務も迅速かつ的確に業務を遂行できるため選定する。
委託の内容	1 デザインコンペの企画・全体統括 2 作品の管理及び全作品リストの作成
委託の開始時期及び期限	審議会承認日から令和3年3月19日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、別紙1及び2の「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 委託にあたり提供・収集した個人情報は、業務履行後にすべて区に返却させるとともに、パソコン上およびサーバ上のデータは消去させ、消去したことを区に報告させるよう指導する。 3 委託先に、業務従事者への個人情報の取扱いに係る教育状況を確認する。 4 必要に応じて、区職員が立入調査を行い、委託先の個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 5 業務に係る記録媒体を運搬する際は、施錠付き鞆で持ち運び、直接手渡しで行う。 【システム上の対策】 1 電磁的媒体(CD-R等)を提供する際は、パスワードを付してデータを暗号化する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	【運用上の対策】 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 個人情報を持ち出す際は、取扱責任者の承認を得るとともに、パスワードを付した電磁的媒体(CD-R等)に記録させる。電磁的媒体(CD-R等)

	<p>を持ち出す場合は、施錠付きケース等を利用させる。</p> <p>4 業務履行後、委託業務により保有した情報は、すべて区に返却させる。</p> <p>5 データの消去は、データ消去ソフトを利用した論理消去等の方法により行わせ、消去したデータが復元できない状態とさせ、「個人情報消去証明書」を提出させる。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。</p> <p>2 ファイア・ウォール等により、外部によるサーバへの侵入を防止させる。</p> <p>3 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。</p> <p>4 ID・パスワードによる認証、利用者管理及びアクセス制御を行わせ、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行わせる。</p> <p>5 アクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施させる。</p> <p>6 サーバ監視、サーバの脆弱性検査及びデータのバックアップを行わせる。</p>
--	--

特 記 事 項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区の実施機関

※ 「新宿区の実施機関」の部分は、実施機関に応じて、新宿区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会、新宿区監査委員、新宿区議会を入れてください。

- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項

- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

- (3) 犯罪に関する事項

- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丙は、業務を行うために甲又は乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲又は乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。

22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

件名 ユニバーサルデザインまちづくり条例遵守基準適合証デザインコンペに係る業務の再委託について

保有課(担当課)	景観・まちづくり課
登録業務の名称	ユニバーサルデザインまちづくりの推進
再委託先	【委託先】 株式会社ポリテック・エイディディ 【再委託先】 株式会社公募ガイド社 (プライバシーマーク取得済)
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【デザインコンペ応募者に係る情報項目】 氏名(※1)、連絡先(電話番号)、年代(小学生以下、中学生、高校生以上)、作品情報(デザイン案及びコンセプト説明文) ※1…本名以外のペンネーム等でも可とする。
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(再委託先のパソコン及びデザインコンペ募集サイトサーバ)
再委託理由	本事業におけるデザインコンペの募集については、区民等から広く案を募集するため、デザインコンペ応募サイトを開設する。サイトの開設・運営業務については、専門的な知識やノウハウを有する事業者へ委託することで、効果的かつ効率的に業務を行うため。 上記再委託先については、国内最大級のコンペ情報サイトを有し、官公庁が主催するコンペにも多く携わっている。ノウハウや実績に加え、プライバシーマーク取得等、十分な個人情報保護対策を講じることができると判断したため。
再委託の内容	デザインコンペ募集サイトの開設・運営
再委託の開始時期及び期限	審議会承認日から令和3年3月19日まで
再委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、別紙1及び2の「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。 2 契約履行の間、特記事項(別紙1)18、特記事項(別紙2)16に基づき区職員が複数で、立ち入り調査を実施するとともに、特記事項(別紙1)17、特記事項(別紙2)15に基づき速やかに状況報告させるよう指導する。 3 情報漏えい等の事件・事故を防止するために、再委託先が、再委託先の従業員に個人情報保護に関する研修を受けさせるなど必要なセキュリティ対策を講じさせるよう指導する。 4 区は、再委託先が取得した個人情報について、応募者に示した目的外で利用することが無いように再委託先に指導する。 5 デザインコンペ応募サイトで収集した情報項目については、電子メールによる提出を禁止する。当該情報項目は、開封にパスワードを必要とする状態で、電磁的記録媒体(CD-R等)に保存し、委託先経由で、区に提出するものとする。

	<p>6 電磁的媒体（再委託先のパソコン）内の再委託業務に係る個人情報については、委託先に提出後、消去させ、消去の状況を確認する。</p> <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせるよう指導する。 2 再委託先のパソコンおよびサーバは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏洩がないよう、ファイア・ウォール等による保護対策を講じさせるとともに、ウイルス感染等が無いよう、最新の更新プログラムを適用させるなどの対策を徹底させるよう指導する。 3 再委託先のパソコンは、ログを記録・管理するなど、情報漏洩等事故防止策を徹底させるよう指導する。 4 電磁的記録媒体（CD-R 等）は、パスワードを付してデータを暗号化する。
再委託事業者に行わせる 情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 2 再委託先がデザインコンペ募集サイトで得た情報項目を紙媒体で印刷することを禁止する。個人情報を持ち出す際は、取扱責任者の承認を得るとともに、パスワードを付した電磁的記録媒体（CD-R 等）に記録する。電磁的記録媒体（CD-R 等）を持ち出す場合は、施錠付き鞆等を利用する。 3 電磁的媒体内の委託業務に係る電子情報については、委託先に提出後、消去させ、「個人情報消去証明書」を提出させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再委託先がパソコン及びクラウドサービスを使用する際は、ID・パスワードによる認証を行わせるとともに、個人、業務範囲ごとに情報へのアクセス制限等の対策を講じさせる。 2 再委託先が使用するクラウドサービスは、ファイア・ウォールによる保護等のセキュリティ対策が講じられたものを使用させる。 3 再委託先が使用するパソコン及びクラウドサービスは、ウイルス対策ソフト（ウイルス検知機能を有するセキュリティアプリ含む）による保護対策を行わせる。 4 再委託先が使用するパソコン及びクラウドサービスは、セキュリティパッチを適用したセキュリティ対策が講じられたものを用意させる。 5 再委託先が作成した電磁的記録媒体（CD-R 等）には、パスワードを設定させる。 6 再委託先が取り扱うデータは、再委託先が使用するクラウドサービス内にすべて保存することとし、パソコン端末にはデータを保存させない 7 再委託先が使用するパソコン及びクラウドサービスは、ログ監視ソフト等によりログを収集、管理させ、情報漏えい等の事故防止対策を徹底させる。 8 デザインコンペ応募サイトについては、応募者情報の保存先をコンペごとに独立させる。

特 記 事 項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区の実施機関

※ 「新宿区の実施機関」の部分は、実施機関に応じて、新宿区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会、新宿区監査委員、新宿区議会を入れてください。

- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項

- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

- (3) 犯罪に関する事項

- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丙は、業務を行うために甲又は乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲又は乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。

22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。